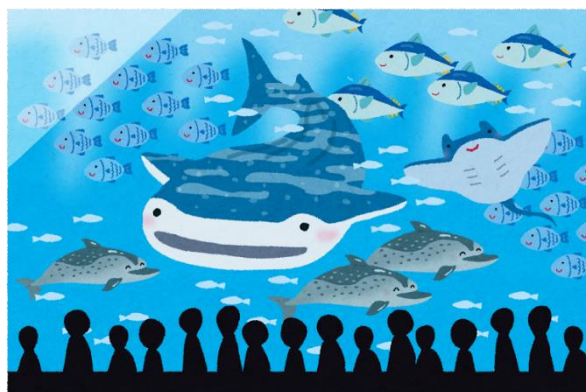
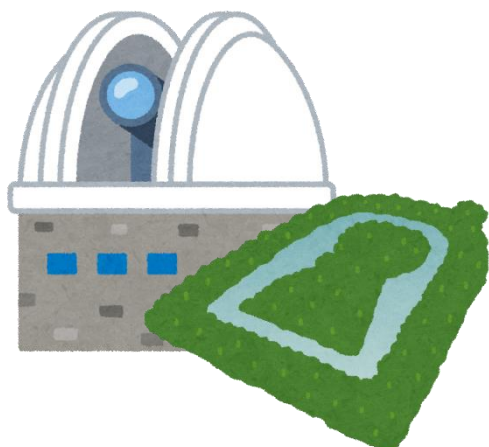


新しい学びへ

ラーケーション

～ 体験活動推進日 ～



茨城県では、生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で、「体験活動推進日」を設定します。

体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではありませんが、この制度により、生徒は時間的な余裕をもった体験活動や、保護者等の休暇と合わせての体験活動に取り組みやすくなります。平日だからこそできる学校外での活動を計画してみてください。

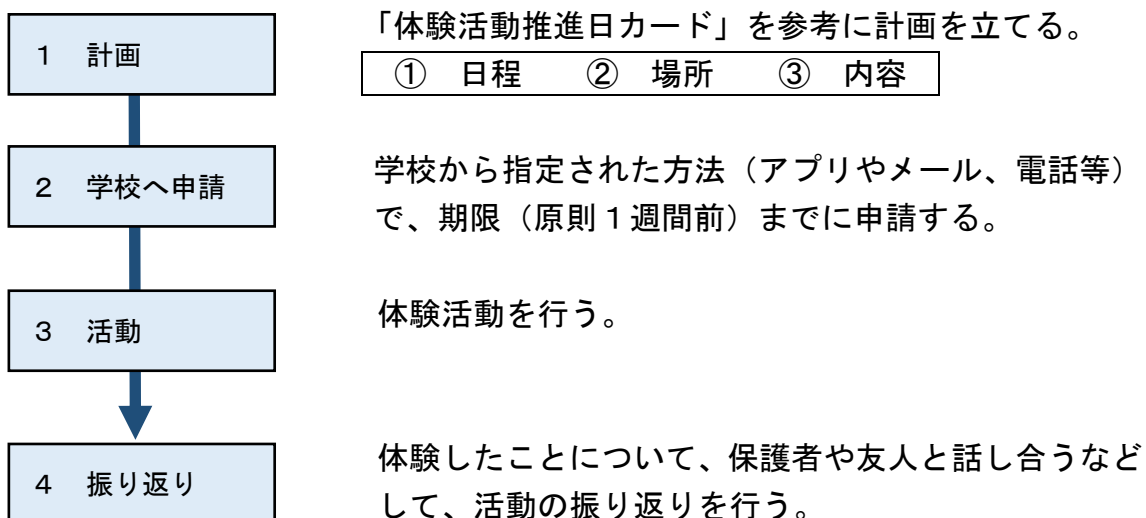
令和6年4月
茨城県教育委員会

体験活動推進日とは

これからの社会では、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。

生徒がそのような時間を取ることができるよう、茨城県が設定したのが年間最大5日間の「体験活動推進日」です。

体験活動推進日 申請の流れ



ご注意いただきたいこと

- 制度の利用に当たっては、事前に学校に申請する必要があります。
- 制度の利用により受けられなかった授業内容に関するサポートについては、欠席や出席停止・忌引等の場合と同様です。詳細は各学校にご確認ください。
- 各学校が「体験活動推進日」を取得できない日又は期間を設定していますので、ご確認ください。
(例) 4月中（年度はじめ）、文化祭準備から当日、定期考査の前後1週間
- 給食のある学校は、各学校のルールをご確認ください。

体験活動を計画する際のポイント

- ・「何を体験するのか」を事前によく考えて計画を立ててください。
- ・身近なところにも体験活動の場はたくさんあります。また、保護者等と一緒に活動することで、新たな発見があるかもしれません。

■体験活動を進めるに当たってのキーワード■

キャリア・進路・自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・創作…

職場体験！ やりたい仕事をやってみよう

インターンシップだけでなく、普段の日に将来やりたい仕事を体験してみましょう。
会社の方から仕事のやりがいなどを聞けるかもしれません。



学校体験！ 普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。
大学図書館や、周辺の街の雰囲気を味わうのもよいでしょう。



平日ならではの！ 水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、時間をかけてじっくりと見学や体験をしてみましょう。
平日は、様々な施設が休日に比べて混雑していません。



再発見！ 地域の歴史を調べよう

実際に史跡を訪れたり地域の図書館で資料を読んだりして知識を広げ、深めましょう。
自分が住む地域の歴史については意外と知らないものです。



ここにも！ 庭や近所の植物を調べよう

庭や近所で見つけた植物について調べたり観察したりしてみましょう。
身近な場所で意外な発見があるかもしれません。



いつか自分も！ 練習風景を見よう

地域のスポーツチームの練習様子を見に行ってみましょう。
試合に向けてどのようなトレーニングが行われているのか見たり聞いたりできるはずです。



自然の中へ！ 創作活動をしてみよう

普段はあまり行かない場所で、絵を描いたり俳句を詠んだりしてみましょう。
いつもと違う環境だと新たな発想が生まれるかもしれません。



気分は研究者！ レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問をもったことについて調べ、レポートを書いてみましょう。
書いたレポートをコンテストに応募してみるのもよいでしょう。





Q 1 茨城県は、どうして「体験活動推進日」を設定したのですか。

A 1 学習指導要領において、「総合的な探究の時間」の目標は、「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成すること」となっています。そのような資質・能力を身に付けるためには、生徒が地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。従来の学校での活動に加え、より柔軟に体験活動の時間を取ることができるよう、茨城県では年間最大5日間の「体験活動推進日」を設定しました。

Q 2 「体験活動推進日」を利用した場合、学校は欠席になりますか。

A 2 欠席にはなりません。

Q 3 「体験活動推進日」を連続して取得することはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A 3 「体験活動推進日」は、連続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日間であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。

Q 4 保護者等が急遽休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。

A 4 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってもらいたいので、可能な限り早めに申請するようお願いします。

Q 5

「体験活動推進日」にケガなどをした場合、どうなりますか。

A 5 学校の管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。

<お問い合わせ先>

■制度全般に関すること

茨城県教育庁学校教育部 高校教育課指導担当 029-301-5260

■申請等に関すること

各学校に直接お問い合わせください。